

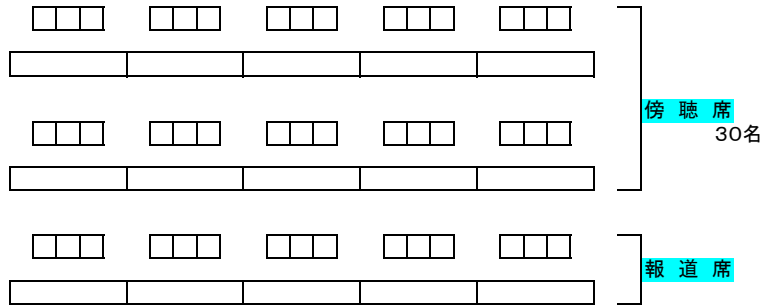
始良中央地区合併協議会

第1回会議



平成15年5月22日(木) 午後1時30分
国分シビックセンター多目的ホール

協議会の席次表



出入口

大倉湯宮上
庭田前田村
一則子哲
勝利子彦也
25 26 27 32 33

木池迫山吉川
原田山口村畑
数田良茂久
成靖信喜則繁
21 22 23 24 28 29

牧園町 霧島町

原京子 20

東鶴芳一 19

森山博文 18

秋峯イクヨ 13

今島光 12

今吉耕夫 11

諏訪順子 6

小久保明和 5

随
行

道祖瀬戸謙二 17

黒木更生 16

東麻生原勉 15

福島英行 14

延時力蔵 10

木場幸一 9

笹峯護 8

有村久行 7

松枝洋一郎 4

西勇一 3

常盤信一 2

西村新一郎 1

横川町

溝辺町

国分市

隼人町

福山町

広域枠

30 浦野義仁

31 新村俊

35 津田和操

36 徳田和昭

37 川島暁

38 松山典男

42 小原健彦

43 川東清昭

44 川畑征治

45 砂田光則

49 原田統之介

50 児玉實光

34 榎木ヒサエ

39 石田與一

40 永田龍二

41 徳永麗子

46 岩崎薩男

47 松永讓

48 狩集玲子

51 八木幸夫

52 林麗子

事務局

会長
長鶴丸明人

第1回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年5月22日(木)午後1時30分

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1	開 会	(頁)
2	協議会設立までの経緯について	1～2
3	会長、副会長及び委員の選任等経過報告	3～4
4	委員委嘱状交付及び紹介	5
5	会長あいさつ	
6	来賓あいさつ	
7	事務局職員紹介	6
8	協議会規約について 始良中央地区合併協議会規約	7～10
9	議 事	
	(1) 報告事項	
	報告第1号 監査委員の選任について	11
	報告第2号 始良中央地区合併協議会委員等の報酬及び費用 弁償に関する規程について	12～13
	報告第3号 始良中央地区合併協議会幹事会規程について	14～16
	報告第4号 始良中央地区合併協議会専門部会規程について	17～19
	報告第5号 始良中央地区合併協議会分科会規程について	20～22
	報告第6号 始良中央地区合併協議会事務局規程について	23～26
	報告第7号 始良中央地区合併協議会財務規程について	27～29
	報告第8号 平成15年度始良中央地区合併協議会事業計画 及び平成15年度始良中央地区合併協議会予算について	30～42
	(2) 議決事項	
	議案第1号 始良中央地区合併協議会会議運営規程について	43～49
	(3) 協議事項	
	協議第1号 事務事業一元化調整方針について	50～53
	協議第2号 新市まちづくり計画の策定方針について	54～59
10	次回会議内容について 構成市町の行政視察	60
11	その他	
12	閉 会	

始良中央地区合併協議会設立までの経緯

平成15年

- 1月15日 始良中央地区合併準備協議会設立総会並びに第1回会議
(1) 始良中央地区合併準備協議会規約について
(2) 始良中央地区合併準備協議会役員を選出について
(3) 今後のスケジュールについて
- 1月21日 始良中央地区合併準備協議会第1回幹事会（合併担当課長会）
(1) 法定合併協議会予算及び規約について
(2) 合併重点支援地域の指定を受けることについて
(3) 1市6町の電算システムの統合について
- 1月27日 合併重点支援地域に指定
- 1月28日 始良中央地区合併準備協議会第2回幹事会
(1) 法定合併協議会予算及び規約について
- 1月29日 第1回電算担当者会議
- 2月 4日 始良中央地区合併準備協議会第3回幹事会
(1) 法定合併協議会予算及び規約について
(2) 今後のスケジュールについて
- 2月 6日 第2回始良中央地区合併準備協議会
(1) 法定合併協議会予算及び規約について
(全会一致で承認される)
- 2月24日 始良中央地区合併準備協議会第4回幹事会
(1) 専門部会及び分科会について
(2) 今後の全体スケジュールについて
(3) 事務局職員体制について
(4) 各規程について
- 2月24日 第2回電算担当者会議
- 3月19日 始良中央地区合併準備協議会第5回幹事会
(1) 合併特別委員会の審議結果
(2) 分科会について
(3) 今後のスケジュールについて
(4) 事務局体制について

- 3月25日 牧園町議会 法定合併協議会設置議案を可決
福山町議会 法定合併協議会設置議案を可決
- 3月26日 国分市議会 法定合併協議会設置議案を可決
溝辺町議会 法定合併協議会設置議案を可決
横川町議会 法定合併協議会設置議案を可決
霧島町議会 法定合併協議会設置議案を可決
隼人町議会 法定合併協議会設置議案を可決
- 3月28日 第3回始良中央地区合併準備協議会
(1) 始良中央地区合併協議会役員(会長、副会長)の選出について
て
(2) 事務所開設及び予算執行について
(3) 始良中央地区合併協議会設立総会の開催時期について
(4) 各市町の協議会委員選任について
(5) 広域枠4名の学識経験者の選任について
- 3月31日 始良中央地区合併準備協議会解散

始良中央地区合併協議会発足に係る会長選任等経過報告
(第3回始良中央地区合併準備協議会において、3月28日開催)

- 1 会長、副会長について
会長に鶴丸明人国分市長を副会長に津田和操隼人町長を決める。
- 2 事務所の開設について
国分市役所内に4月1日に開設する。
- 3 予算の執行について
4月1日からの執行とする。
- 4 設立総会の開催時期について
統一地方選挙後に開催する。
- 5 各市町の学識経験を有する委員選任について
4名のうち1名以上は女性とする。
- 6 全体スケジュールについて
別紙のとおり

始良中央地区合併協議会委員名簿

平成15年5月22日現在

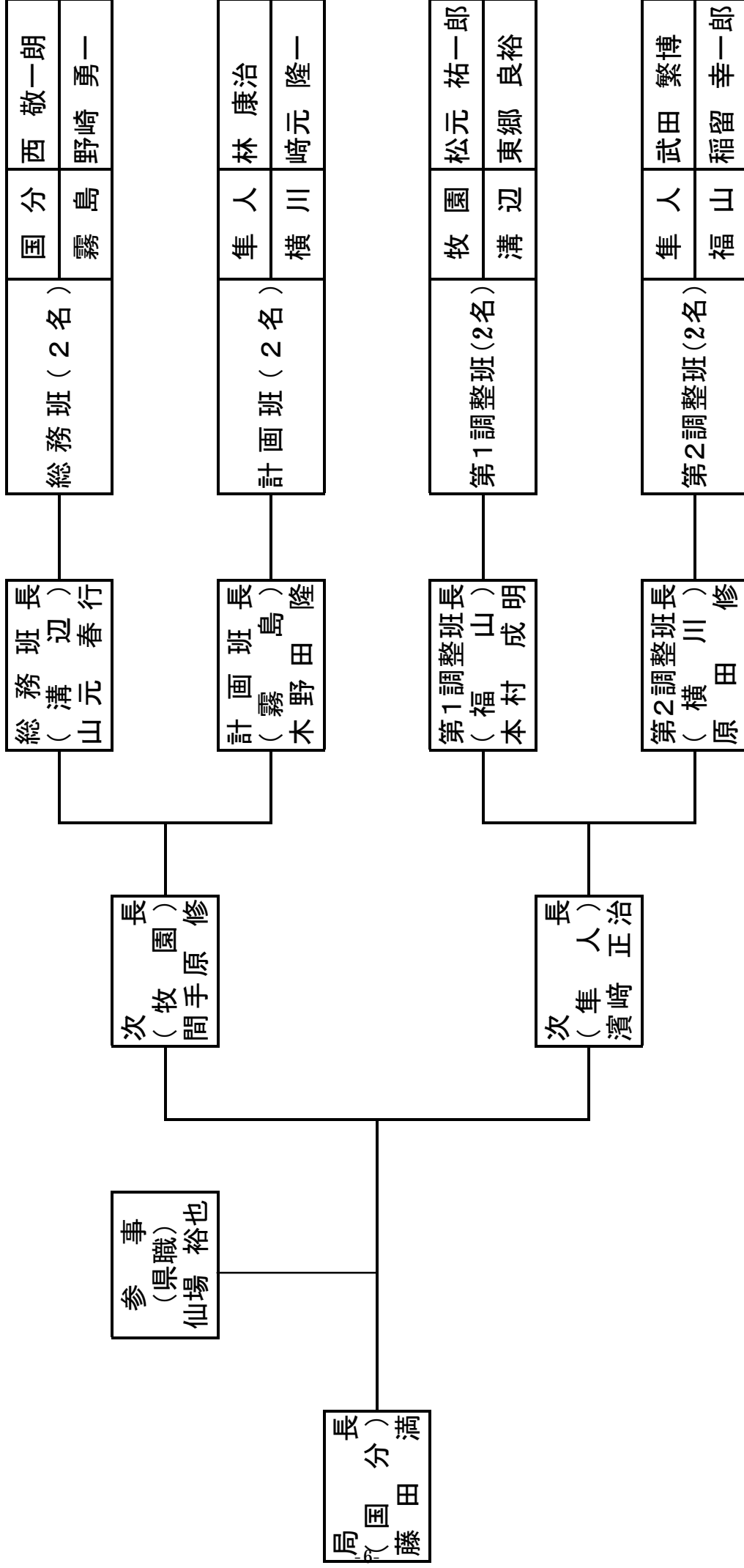
1 会長

区分	役職名等	氏名	摘要
会長	国分市長	鶴丸 明人	

2 委員

区分	役職名等	氏名	選任市町名	摘要
首長 (1号委員)	溝辺町長	有村 久行	溝辺町	
	横川町長	福島 英成	横川町	
	牧園町長	木原 数成	牧園町	
	霧島町長	吉村 久則	霧島町	
	隼人町長	津田 和操	隼人町	副会長
	福山町長	小原 健彦	福山町	
議長 (2号委員)	国分市議会議長	西村 新一郎	国分市	
	溝辺町議会議長	笹 峯 護	溝辺町	
	横川町議会議長	東麻生 原 勉	横川町	
	牧園町議会議長	池田 靖	牧園町	
	霧島町議会議長	川 畑 繁	霧島町	
	隼人町議会議長	徳田 和昭	隼人町	
	福山町議会議長	川東 清昭	福山町	
議員 (2号委員)	国分市議会議員	常盤 信一	国分市	
	溝辺町議会議員	木場 幸一	溝辺町	
	横川町議会議員	黒木 更生	横川町	
	牧園町議会議員	迫田 良信	牧園町	
	霧島町議会議員	浦野 義仁	霧島町	
	隼人町議会議員	川 嶋 暁	隼人町	
	福山町議会議員	川 畑 征治	福山町	
学識経験者 (3号委員)	国分商工会議所会頭	西 勇 一	国分市	
	国分市地区公民館連絡協議会長	松枝 洋一郎	国分市	
	ソニーセミコンダクタ九州(株)国分TEC代表	小久保 明和	国分市	
	国分市教育委員会委員	諏訪 順子	国分市	
	土地改良区理事長	延時 力蔵	溝辺町	
	溝辺町茶業振興会長	今吉 耕夫	溝辺町	
	溝辺町自治公民館連絡協議会長	今島 光	溝辺町	
	溝辺町文化協会員	秋 峯 イクヨ	溝辺町	
	横川町元農林業自立経営振興会長	道祖瀬戸 謙二	横川町	
	横川町商工会理事	森山 博文	横川町	
	横川町企業連絡協議会長	東鶴 芳一	横川町	
	横川町PTA連絡協議会長	原 京子	横川町	
	牧園郵便局長	山口 茂喜	牧園町	
	牧園町商工会会長	大庭 勝	牧園町	
	大霧島観光協会会長	倉田 一利	牧園町	
	牧園町各種女性団体連絡協議会長	湯前 則子	牧園町	
	霧島町社会福祉協議会長	新村 俊	霧島町	
	霧島町前議会議長	宮田 揮彦	霧島町	
	国立公園霧島観光協会会長	上村 哲也	霧島町	
	霧島町前婦人会会長	榎木 ヒサエ	霧島町	
	隼人町公民会連絡協議会長	松山 典男	隼人町	
	隼人町社会福祉協議会事務局長	石田 與一	隼人町	
	ホテル京セラ専務取締役	永田 龍二	隼人町	
	隼人町国保運営協議会委員	徳永 麗子	隼人町	
	福山町教育委員	砂田 光則	福山町	
	福山町佳例川地区公民館長	岩崎 薩男	福山町	
	福山町農業委員会会長	松 永 譲	福山町	
福山町体育指導委員	狩集 玲子	福山町		
学識経験者 (3号委員)	志學館大学法学部教授	原田 統之介	合併協	広域枠
	あいら農業協同組合長	児玉 實光	合併協	広域枠
	始良郡医師会副会長	八木 幸夫	合併協	広域枠
	全国商工会女性部連合会長	林 麗子	合併協	広域枠

合併協議会事務局体制



始良中央地区合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町（以下「1市6町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会は、始良中央地区合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市6町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市のまちづくり計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市6町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、国分市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員（副会長である委員も含む。以下同じ。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長1名は、1市6町の長及び議会の議長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者（前条第1項の規定により会長に選任されたものを除く。）をもって充てる。

- (1) 1市6町の長
- (2) 1市6町の議会の議長及び1市6町の議員のうち当該議会が指名した者各1名
- (3) 1市6町の長が協議して定めた学識経験を有する者32名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、1市6町の長が協議して定めた日から施行する。

合併協定項目の設定（標準例）

<基本的協定項目>

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 財産の取扱い

<合併特例法による協定項目>

- 6 新市のまちづくり計画
- 7 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 8 地域審議会の設置
- 9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 10 地方税の取扱い
- 11 一般職の職員の身分の取扱い

<その他必要な協定項目>

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 12 特別職の身分の取扱い | (7) 交通関係事業 |
| 13 条例、規則等の取扱い | (8) 窓口業務 |
| 14 事務組織及び機構の取扱い | (9) 保健衛生事業 |
| 15 一部事務組合等の取扱い | (10) 環境衛生事業 |
| 16 使用料、手数料等の取扱い | (11) 障害者福祉事業 |
| 17 公共的団体等の取扱い | (12) 高齢者福祉事業 |
| 18 補助金、交付金等の取扱い | (13) 児童福祉事業 |
| 19 町名・字名の取扱い | (14) 生活保護事業 |
| 20 慣行の取扱い | (15) その他の福祉事業 |
| 21 国民健康保険事業の取扱い | (16) 農林水産関係事業 |
| 22 介護保険事業の取扱い | (17) 商工・観光関係事業 |
| 23 消防団の取扱い | (18) 建設関係事業 |
| 24 自治会・行政連絡機構の取扱い | (19) 上・下水道事業 |
| 25 報酬、給与、旅費、費用弁償等の取扱い | (20) 学校教育事業 |
| 26 各種事務事業の取扱い | (21) コミュニティ施策 |
| (1) 男女共同参画事業 | (22) 社会教育事業 |
| (2) 姉妹都市・国際交流事業 | (23) 情報公開制度 |
| (3) 電算システム事業 | (24) 社会福祉協議会関係事業 |
| (4) 広報広聴関係事業 | (25) 第3セクター等関係事業 |
| (5) 納税関係事業 | (26) 病院関係事業 |
| (6) 消防防災関係事業 | (27) その他事業 |
| | 27 その他 |

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことはできない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて1市6町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第12条 協議会は、担当事務の一部について調査・審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、1市6町の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第15条 協議会の運営に必要な経費は、1市6町が協議して負担する。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第17条 協議会の出納の監査は、会長、副会長の属する市町以外の監査委員の中から、1市6町の長が協議して選任した2名を委嘱してこれを行う。

監査委員の選任について

始良中央地区合併協議会規約第17条の規定により、監査委員を次のように選任したので報告する。

平成15年5月22日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

氏名	住所	役職名
大 人 一 平	溝辺町有川108番地18	溝 辺 町 監 査 委 員
検 校 昇	牧園町三体堂274番地	牧 園 町 監 査 委 員

始良中央地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

始良中央地区合併協議会規約第18条の規定に基づき、始良中央地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を次のように定めたので報告する。

平成15年5月22日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

始良中央地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 始良中央地区合併協議会規約第18条の規定に基づき、始良中央地区合併協議会（以下「協議会」という。）会長、委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額、支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会会長の報酬は、日額5,500円とし、協議会委員等の報酬は、日額5,100円とする。ただし、地方公共団体の首長については、これを支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、会議に出席した日数に応じ、その月分を翌月10日までに支給する。

2 報酬は、協議会委員等の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(費用弁償の額)

第4条 協議会委員等が、構成市町の区域で実施される会議等に出席したとき及び協議会の職務を行うために構成市町の区域に出張したときの費用弁償の額は3,100円とする。ただし、地方公共団体の首長については、これを

支給しない。

- 2 協議会の職務を行うために構成市町の区域外に出張したときは、会長の属する市町の職員等の旅費に関する条例に定める旅費を費用弁償として支給する。

(費用弁償支給方法)

第5条 費用弁償は、その月分を翌月10日までに支給する。

- 2 費用弁償は、協議会委員等の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

始良中央地区合併協議会幹事会規程について

始良中央地区合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会幹事会規程を次のように定めたので報告する。

平成15年5月22日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

始良中央地区合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、始良中央地区合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 始良中央地区合併協議会（以下「協議会」という。）への提案事項に関すること
- (2) 協議会専門部会の活動の進行管理等に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営全般に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、幹事26名をもって組織する。

- 2 幹事は、1市6町の助役（助役に事故あるとき、また欠けた場合は1市6町の職員のうち当該首長が指名したもの1名をいう。）並びに協議会の専門部会の部会長及び1市6町の合併担当課長をもって充てる。
- 3 協議会への提案事項について、新市まちづくり計画の策定のため、幹事会にまちづくりプロジェクト会議、まちづくりプロジェクトワーキング会議及

びまちづくりフォーラム（以下「プロジェクト会議等」という。）を置くことができる。

4 プロジェクト会議等の組織その他の事項については、幹事長が別に定める。
（役員）

第4条 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 1名

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。

（会議）

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第1・第3木曜日
- (2) 会議時間 午後1時30分から

（会議の運営）

第6条 幹事長は、会議の議長を務める。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門部会）

第7条 幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

（関係職員等の出席）

第8条 幹事長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

（報告）

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

（庶務）

第10条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

幹事会名簿

○ 助 役

	市町名	氏 名
1	国分市	日 高 嘉 子
2	溝 辺 町	重 丸 紘 美
3	横 川 町	坂 元 義 信
4	牧 園 町	曾 山 康 男
5	霧 島 町	安 栖 巧
6	隼 人 町	中 村 忠 雄
7	福 山 町	橋 口 武 儀

幹 事 長 中 村 忠 雄

副幹事長 安 栖 巧

○ 専門部会長

	専門部会名	氏 名	市町名	役 職
1	総 務 部 会	成 枝 洋 一	国分市	総務企画部長
2	企 画 部 会	塩 入 谷 政 秋	霧島町	企画財政課長
3	財 政 部 会	長 崎 薫	牧園町	財政課長
4	農 林 水 産 部 会	山 下 弘 文	横川町	農 林 課 長
5	住 民 部 会	濱 崎 明	隼人町	税 務 課 長
6	福 祉 部 会	福 盛 安 美	隼人町	健康生活課長
7	建 設 部 会	成 枝 靖 夫	国分市	建 設 部 長
8	公 営 企 業 等 部 会	濱 崎 幸 嗣	隼人町	水 道 課 長
9	教 育 部 会	野 村 定 美	溝辺町	生涯学習課長
10	電 算 情 報 部 会	川 村 直 人	国分市	情報政策課長
11	行 政 委 員 会 等 部 会	谷 山 忠 憲	福山町	議 会 事 務 局 長
12	商 工 観 光 部 会	坂 元 一 喜	牧園町	観 光 商 工 課 長

○ 合併担当課長

	市町名	氏 名	役 職
1	国分市	柳 田 秀 徳	企 画 課 長
2	溝 辺 町	野 間 匠	企 画 振 興 課 長
3	横 川 町	成 尾 智 広	企 画 商 工 課 長
4	牧 園 町	境 田 秀 紀	企 画 課 長
5	霧 島 町	塩 入 谷 政 秋	企 画 財 政 課 長
6	隼 人 町	林 兼 行	企 画 課 長
7	福 山 町	新 鍋 登	企 画 課 長

は、部会長と担当課
長の重複者

始良中央地区合併協議会専門部会規程について

始良中央地区合併協議会幹事会規程第7条第2項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会専門部会規程を次のように定めたので報告する。

平成15年5月22日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会幹事会規程第7条第2項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、始良中央地区合併協議会幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の依頼を受け、始良中央地区合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げるとおりとし、1市6町、一部事務組合等の部課長等をもって組織する。

(役員)

第4条 各専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名以内

2 役員は、始良中央地区合併協議会会長（以下「会長」という。）及び副会長が関係市町長と協議して定める。

(会議)

第5条 会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長を務める。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同会議を開催することができる。

(会議の運営)

第6条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会)

第7条 専門部会に、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、幹事長が別に定める。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、随時幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

総務部会

企画部会

財政部会

農林水産部会

住民部会

福祉部会

建設部会

公営企業等部会

教育部会

電算情報部会

行政委員会等部会

商工観光部会

専門部会役員名簿

	部会名	部会長名				副部会長名							
		氏名	構成市町名	役職名	氏名	構成市町名	役職名	氏名	構成市町名	役職名	氏名	構成市町名	役職名
1	総務部会	成枝 洋一	国分市	総務企画部長	久保 明	牧園町	総務課長	/	/	/	/	/	/
2	企画部会	塩入 谷政秋	霧島町	企画財政課長	柳田 秀徳	国分市	企画課長	/	/	/	/	/	/
3	財政部会	長崎 薫	牧園町	財政課長	平野 貴志	国分市	財政課長	/	/	/	/	/	/
4	農林水産部会	山下 弘文	横川町	農林課長	鈴木 重成	福山町	経済課長	岩元 節夫	溝辺町	経済課長	/	/	経済課長
5	住民部会	濱崎 明	隼人町	税務課長	西重 正志	国分市	市民福祉部長	宗像 潤一郎	溝辺町	税務課長	/	/	税務課長
6	福祉部会	福盛 安美	隼人町	健康生活課長	後庵 嘉文	霧島町	保健福祉課長	吉田 廣文	横川町	保健福祉課長	/	/	保健福祉課長
7	建設部会	成枝 靖夫	国分市	建設部長	岡元 邦昭	隼人町	都市計画課長	/	/	/	/	/	/
8	公営企業等部会	濱崎 幸嗣	隼人町	水道課長	増山 芳孝	霧島町	建設課長	石塚 義人	国分市	水道課長	/	/	水道課長
9	教育部会	野村 定美	溝辺町	生涯学習課長	川路 正	隼人町	教委総務課長	/	/	/	/	/	/
10	電算情報部会	川村 直人	国分市	情報政策課長	上脇 田寛	隼人町	情報管理課長	/	/	/	/	/	/
11	行政委員会等部会	谷山 忠憲	福山町	議会議務局長	末野 賢了	牧園町	議会議務局長	松元 政和	国分市	議会議務局長	/	/	議会議務局長
12	商工観光部会	坂元 一喜	牧園町	観光商工課長	松田 常美	国分市	産業経済部長	/	/	/	/	/	/

始良中央地区合併協議会分科会規程について

始良中央地区合併協議会専門部会規程第7条第2項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会分科会規程を次のように定めたので報告する。

平成15年5月22日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

始良中央地区合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会専門部会規程第7条第2項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会分科会（以下「分科会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 分科会は、始良中央地区合併協議会専門部会部会長（以下「部会長」という。）の依頼を受け、始良中央地区合併協議会規約第3条第1号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げるとおりとし、1市6町、一部事務組合等の主管担当者等をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1名
- (2) 副分科会長 2名以内

2 役員は、部会長が指名する。

(会議)

第5条 会議は、分科会長が招集する。

- 2 分科会長は、会議の議長を務める。
- 3 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。
- 4 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同会議を開催することができる。

(会議の運営)

第6条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

- 2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、随時部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、始良中央地区合併協議会幹事会幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年5月8日から施行する。

別表

専門部会における各分科会 (12 専門部 5 2 分科会)

- **総務部会**
 - 総務分科会
 - 人事分科会
 - 消防防災分科会
 - 広報分科会
- **企画部会**
 - 企画分科会
 - 地域情報分科会
 - 男女共同参画分科会
- **財政部会**
 - 財政分科会
 - 財産管理分科会
- **農林水産部会**
 - 農業分科会
 - 林業分科会
 - 水産業分科会
 - 耕地分科会
 - 農業委員会分科会
- **住民部会**
 - 税務分科会
 - 国保分科会
 - 住基・戸籍分科会
 - 環境保全分科会
 - 国民年金分科会
 - 老人保健分科会
 - 健康分科会
- **福祉部会**
 - 介護保険分科会
 - 社会福祉分科会
 - 児童福祉分科会
 - 高齢者福祉分科会
 - 人権分科会
 - 社協分科会
 - 保育所分科会
 - 養護施設分科会
- **建設部会**
 - 土木分科会
 - 都市計画分科会
 - 住宅・建築分科会
 - 工事監査分科会
- **公営企業等部会**
 - 水道分科会
 - 下水道組合分科会
 - 病院分科会
 - 開発公社分科会
 - 第三セク分科会
 - シルバー人材分科会
- **教育部会**
 - 総務分科会
 - 学校教育分科会
 - 社会教育分科会
 - 社会体育分科会
 - 学校給食分科会
 - 幼稚園分科会
- **電算情報部会**
 - 電算分科会
- **行政委員会等部会**
 - 議会分科会
 - 選管分科会
 - 出納分科会
 - 監査分科会
- **商工観光部会**
 - 商工分科会
 - 観光分科会

始良中央地区合併協議会事務局規程について

始良中央地区合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会事務局規程を次のように定めたので報告する。

平成15年5月22日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

始良中央地区合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報・広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班、第1調整班及び第2調整班を置く。

- 2 前項に規定する班の事務分掌は、別表1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に事務局長、参事、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、協議会の会長が任命する。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括し、事務局職員を指揮監督する。

- 2 参事は事務局長を補佐し、県との連絡調整をする。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局内の連絡調整をするとともに、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が事務局長の職務を代理する。
- 4 班長は、班相互間の連絡・調整及び班に属する職員の指揮監督を行う。
- 5 その他の職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(決裁事項)

第6条 会長が決裁する事項は次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程等（会長が会議に諮り別に定めることとされる規程等を除く。）の制定改廃
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に重要と判断する事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇、時間外勤務命令及び出張命令に関すること。
- (4) 関係市町の連絡調整
- (5) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(代決)

第8条 会長が決裁する事項について、会長が不在のときは、副会長が代決することができる。

- 2 事務局長の専決する事項について、事務局長不在のときは、事務局次長が代決することができる。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における事案を処理する場合の起案は、回議用紙（別記様式）を用いて行うものとする。

- 2 文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、協議会の会長の属する市町の例による。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、規格、型、書体、個数、使用区分及び管守者は別表2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については協議会の会長の属する市町の例による。

(職員の服務等)

第11条 事務局の職員の服務、勤務時間については、会長の属する市町の例による。

(給与等)

第12条 職員の給料及び手当については、それぞれの職員が属する市町の負担とする。

2 職員の旅費については、協議会の会長の属する市町の例により協議会が支給する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 2 項関係)

始良中央地区合併協議会事務分掌表

総務班

・庶務及び会計に関すること。
・協議会、幹事会に関すること。
・協議会の広報、公聴に関すること。
・国・県との連絡調整に関すること。
・その他の班に属さないこと。
・関係する事業一元化調整及び合併協定項目に関すること。

計画班

・新市のまちづくり計画に関すること。
・財政計画に関すること。
・県事業等との調整に関すること。
・関係する事業一元化調整及び合併協定項目に関すること。

第 1 調整班

・次の専門部会・分科会の運営、事業一元化調整及び合併協定項目に関すること。 (1) 総務部会 (2) 建設部会 (3) 公営企業等部会 (4) 教育部会 (5) 行政委員会等部会 (6) 商工観光部会
--

第 2 調整班

・次の専門部会・分科会の運営、事業一元化調整及び合併協定項目に関すること。 (1) 企画部会 (2) 財政部会 (3) 農林水産部会 (4) 住民部会 (5) 福祉部会 (6) 電算情報部会

以下 様式省略

始良中央地区合併協議会財務規程について

始良中央地区合併協議会規約第16条の規定に基づき、始良中央地区合併協議会財務規程を次のように定めたので報告する。

平成15年5月22日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

始良中央地区合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会規約第16条の規定に基づき、始良中央地区合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の歳入歳出予算は、負担金、繰越金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をその歳出とする。

(歳入歳出予算の調製等)

第3条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、協議会の会議を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに関係市町の長に送付しなければならない。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第4条 協議会は、協議会に係る既定予算の補正の必要が生じたときには、協議会の会長は補正予算を調製し、速やかに協議会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第2項の

規定を準用する。

(予算区分)

第5条 歳入予算の款項の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の款項の区分は、別表2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表1及び別表2に定める以外の項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第8条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、協議会の会長が属する市町の例により行うものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、当該年度の末日までに協議会に報告しなければならない。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(収入及び支出の手続)

第10条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、協議会の会長が属する市町の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、必要な文書を備え、出納の管理を行うものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）歳入予算の款項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入

別表 2（第 5 条関係）歳出予算の款項の区分

款	項
1 会議費	1 会議費
2 事務局費	1 事務局費
3 事業費	1 事業費
4 予備費	1 予備費

平成15年度始良中央地区合併協議会事業計画及び平成15年度始良中央地区合併協議会予算について

平成15年度始良中央地区合併協議会事業計画及び平成15年度始良中央地区合併協議会予算を次のように定めたので報告する。

平成15年5月22日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

平成15年度始良中央地区合併協議会事業計画

事業項目	事業内容	備考
協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 合併協定項目協議 新市まちづくり計画協議 その他市町村合併に関する協議 	平成15年5月から平成16年3月まで 原則毎月第2・4木曜日開催
幹事会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 協議会提案事項の協議又は調整 専門部会の進行管理 	平成15年5月から平成16年3月まで 原則毎月第1・3木曜日開催
小委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 新市名称等に関する調査・審議等 	随時開催
専門部会・分科会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会 (事務事業一元化調整原案等協議) 分科会 (事務事業一元化調整素案等協議) 	随時開催
事務事業一元化調整業務	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業一元化に係る調整項目のすり合わせ、調整原案作成 事務事業一元化に係る調整案の作成 	平成15年5月～9月末 平成15年10月～(平成16年4月)
新市例規策定業務	<ul style="list-style-type: none"> 例規原案作成に係る準備作業 例規原案作成事業 	平成15年5月～9月末 平成15年10月～(平成16年11月)
電算システム業務	<ul style="list-style-type: none"> 電算システム統合基本方針策定業務 	平成15年6月～平成15年8月
新市まちづくり計画策定事業	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりフォーラム 	<ul style="list-style-type: none"> フォーラム開催 [6-7月] 提言報告会開催 [9月] 計画骨子案意見交換等 [9月/H16年1月]
	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりプロジェクト会議 プロジェクトワーキング会議 	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案策定・調整
	<ul style="list-style-type: none"> 新市まちづくり計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 計画骨子素案作成検討 [6-10月] (基本方向・基本計画・実施計画・財政計画) 県事業調整 [6-9月] 計画骨子案提案・審議 [9-10月] 県知事への協議等 [9-12月]
	<ul style="list-style-type: none"> 計画概要版の広聴広報 	<ul style="list-style-type: none"> 説明会 [12月]
広報・広聴事業	<ul style="list-style-type: none"> 協議会だより発行 ホームページ更新 	6回発行 随時更新

始良中央地区合併協議会の業務経過報告(4月、5月)

平成15年

- 4月1日** 始良中央地区合併協議会事務局開設
(1)事務局職員辞令交付
(2)事務局運営についての連絡等
- 4月8日** 始良中央地区合併協議会の設置の届出を県知事へ提出
- 4月10日** 始良中央地区合併協議会新旧合併担当課長会議
連絡・協議事項 (1)協議会委員の任命について
(2)協議会・幹事会日程(案)について
(3)協議会負担金の納入について
(4)新市まちづくり計画について
(5)専門部・分科会について
(6)事務事業一元化について
- 始良中央地区合併協議会市町長会議
連絡・協議事項 (1)第1回総会日程及び6月以降の協議会日程について
(2)協議会委員学識経験者(各市町4人枠)の選任について
(3)協議会委員学識経験者(共通枠4人)の選任について
(4)監査委員の選任について
(5)幹事会について
(6)専門部会の割当てについて
(7)新市まちづくり計画について
- 4月14日** 新市まちづくり計画策定の考え方等について他地区で研修調査
(日置合併協議会及び川西薩地区合併協議会)
- 4月17日** 始良中央地区合併協議会助役会議
連絡・協議事項 (1)協議会の状況報告
(2)幹事長の選出
(3)各規程等について
(4)新市まちづくり計画について
(5)専門部・分科会について
(6)事務事業一元化について
- 4月22日** 新市まちづくり計画策定の考え方等について他地区で研修調査
(指宿地区4市町合併協議会)
- 4月24日** 始良中央地区合併協議会専門部会役員会議
連絡・協議事項 (1)協議会の状況報告
(2)各規程等について
(3)専門部・分科会について
(4)事務事業一元化について
(5)新市まちづくり計画について

- 4月30日** 始良中央地区合併協議会合併担当課長会議
連絡・協議事項 (1) 第1回協議会会議次第について
(2) 事務事業一元化調整方針について
(3) 新市まちづくり計画策定について
(4) 各市町のまちづくり体制について
- 5月7日** 事務事業一元化・新市例規策定業務の委託契約締結
- 5月8日** 始良中央地区合併協議会第1回幹事会
(1) 幹事長・副幹事長の決定
(2) 第1回協議会提出案件について
- 5月14日** 始良中央地区合併協議会市町長会議
- 5月22日** 始良中央地区合併協議会第1回会議の開催

平成 1 5 年 度

始良中央地区合併協議会当初予算

始良中央地区合併協議会

平成15年度始良中央地区合併協議会予算

平成15年度始良中央地区合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,913千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

- 第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成15年4月1日

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1 負 担 金		46,900
1 負 担 金		46,900
2 諸 収 入		13
1 諸 収 入		13
歳 入	合 計	46,913

歳 出

(単位:千円)

款	項	金 額
1 会 議 費		12,691
1 会 議 費		12,691
2 事 務 局 費		9,670
1 事 務 局 費		9,670
3 事 業 費		24,052
1 事 業 費		24,052
4 予 備 費		500
1 予 備 費		500
歳 出	合 計	46,913

平成 1 5 年 度

始良中央地区合併協議会当初予算説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			計
				特 国支出金	定 県支出金	源 その他	
1 負担金	46,900	0	46,900		46,900	46,900	
2 諸収入	13	0	13		13	13	
歳入合計	46,913	0	46,913		46,913	46,913	

(歳出)

(単位:千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			計
				特 国支出金	定 県支出金	源 その他	
1 会議費	12,691	0	12,691		12,691	12,691	
2 事務局費	9,670	0	9,670		9,670	9,670	
3 事業費	24,052	0	24,052		24,052	24,052	
4 予備費	500	0	500		500	500	
歳出合計	46,913	0	46,913		46,913	46,913	

2 歳 入

(款) 1 負担金

(項) 1 負担金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	46,900	0	46,900	1 負担金	46,900	6,700×7市町=46,900
計	46,900	0	46,900		46,900	

(款) 2 諸収入

(項) 1 諸収入

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 諸収入	13	0	13	1 預金利子	13	
計	13	0	13		13	

3 歳 出

(款) 1 会議費

(項) 1 会議費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 会議費	12,691	0	12,691	1 報酬	5,878	委員報酬 5,878
				9 旅費	3,591	費用弁償 3,591
				11 需用費	626	食糧費 626
				13 委託料	1,588	委託料 1,588
				14 使用料及び 賃借料	1,008	使用料及び賃借料 1,008
計	12,691	0	12,691			

(款) 2 事務局費

(項) 1 事務局費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明			
				区分	金額				
1 事務局費	9,670	0	9,670	1 報酬	21	委員報酬 21			
				7 賃金	1,372	事務補佐員賃金 1,372			
				9 旅費	427	普通旅費 427			
				11 需用費	2,291	消耗品費 1,526 燃料費 300 食糧費 10 印刷製本費 140 光熱水費 265 修繕料 50			
				12 役務費	1,116	通信運搬費 1,100 保険料 16			
				14 使用料及び 賃借料	4,271	使用料及び賃借料 4,271			
				19 負担金補助 及び交付金	172	その他に対する負担金 172			
				計	9,670	0	9,670		

(款) 3 事業費

(項) 1 事業費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事業費	24,052	0	24,052	9 旅費	1,439	普通旅費 1,439
				8 報償費	100	報償金・謝礼金 100
				11 需用費	3,971	印刷製本費 3,971
				13 委託料	18,206	委託料 18,206
				14 使用料及び 賃借料	336	使用料及び賃借料 336
計	24,052	0	24,052			

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 予備費	500	0	500	29 予備費	500	予備費 500
計	500	0	500			

始良中央地区合併協議会会議運営規程について

始良中央地区合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会会議運営規程を定めたいので、承認を求める。

平成15年5月22日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

始良中央地区合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開する。

2 会議の運営に際しては、住民の意見の反映と公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

3 会議は、計画的に開催するものとする。

(会議の定例開催)

第3条 会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

(1) 開催日 毎月第2・第4木曜日

(2) 会議時間 午後1時30分から

(会議の開閉等)

第4条 会議の開閉は、協議会会長（以下「議長」という。）が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に諮って委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は助言を聞くことができる。この場合において、監査

委員以外の者に対する謝金及び旅費は、会長の属する市町の例によるものとする。

(表決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者の挙手を求め、その可否の結果を宣告するものとする。

(事前提案の原則)

第6条 協議事項については、原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。

(会議録の調製等)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議事項

(4) 会議経過(議事の要旨)

(5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 議長は、作成した会議録に記名押印し、これを保管しておくものとする。

4 会議録は、議長が記名押印した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議資料(以下「会議録等」という。)は、原則として公開する。ただし、次条第1項ただし書の規定により会議を公開しない場合の会議録等は公開しないことができる。

2 前項の公開は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

3 会議録等の公開に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(傍聴)

第9条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

2 前項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

3 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

4 会議が公開されるときは、傍聴人に当該会議の会議資料を提供するものとする。この場合において、図面、地図、写真、報告書等の会議資料の提供に

については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することによることができる。

(傍聴人の定員)

第10条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、30人とする。ただし、会場の都合により、議長は、定員の数を増減することができる。

(傍聴の手続)

第11条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴届(別記第1号様式)に住所及び氏名を記入の上、協議会の事務局に提出し、傍聴証(別記第2号様式)の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における一般傍聴人の傍聴希望者が前条第2項の定員を超えるときは、くじ引きにより、一般傍聴人を決するものとする。

(傍聴証の返還)

第12条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章(報道関係者である旨の表示する腕章を除く。以下同じ。)、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) その他会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第14条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を切ること。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画類の撮影及び録音等の制限)

第15条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第16条 傍聴人は、協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(規律)

第18条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

附 則

この規程は、平成15年5月22日から施行する。

別記

第1号様式（第11条関係）

平成 年 月 日

傍 聴 届

始良中央地区合併協議会会議運営規程第11条第1項の規定により下記のとおり届けます。

記

住 所	
氏 名	
備 考	

別記

第2号様式（第11条関係）

<p>傍 聴 証</p> <p>第 号</p> <p>始良中央地区合併協議会</p>
--

傍聴人の厳守すべき事項は下記のとおりとし、この規程に違反するときまたは議長の制止に従わない場合には、退場させられることがある。

厳 守 事 項

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を切ること。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

始良中央地区合併協議会 開催予定

場所：国分シビックセンター多目的ホール

原則 第2・第4木曜日

5月	22日	木	13:30 ~	第1回会議	(予定)
6月	12日	木	13:30 ~	第2回会議	(予定)
	26日	木	13:30 ~	第3回会議	(予定)
7月	10日	木	13:30 ~	第4回会議	(予定)
	24日	木	13:30 ~	第5回会議	(予定)
8月	12日	火	13:30 ~	第6回会議	(予定)
	28日	木	13:30 ~	第7回会議	(予定)
9月	10日	水	13:30 ~	第8回会議	(予定)
	25日	木	13:30 ~	第9回会議	(予定)
10月	9日	木	13:30 ~	第10回会議	(予定)
	23日	木	13:30 ~	第11回会議	(予定)
11月	13日	木	13:30 ~	第12回会議	(予定)
	25日	火	13:30 ~	第13回会議	(予定)
12月	11日	木	13:30 ~	第14回会議	(予定)
	25日	木	13:30 ~	第15回会議	(予定)
1月	15日	木	13:30 ~	第16回会議	(予定)
	29日	木	13:30 ~	第17回会議	(予定)
2月	12日	木	13:30 ~	第18回会議	(予定)
	26日	木	13:30 ~	第19回会議	(予定)
3月	11日	木	13:30 ~	第20回会議	(予定)
	25日	木	13:30 ~	第21回会議	(予定)

注記 開催日については、協議会会議、幹事会ともに原則木曜日開催になって
おりますが、会場等の都合により異なっている場合があります。

事務事業一元化調整方針について

事務事業一元化調整方針を別紙のとおり定めることについて、協議を求める。

平成 1 5 年 5 月 2 2 日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

事務事業一元化調整方針

1 事務事業調整の目的

国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町（以下「1市6町」という。）の合併検討において、1市6町で現在実施している事務事業を把握し、合併に向けた課題・問題点の洗い出し及びその整理を行い、合併を仮定した事務レベルでの事務事業一元化調整（案）を作成し、協議会における協議のための基礎資料として取りまとめることを目的とする。

2 事務事業調整の原則

事務事業調整については、以下の基本的な原則に基づき調整するものとする。

(1) 新市に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。(一体性確保の原則)

各種証明書の発行や各種申請書の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用など住民生活にかかる事項については、住民生活に混乱をきたさないよう、速やかな一体性の確保に努める。

(2) 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。(住民福祉向上の原則)

現在、1市6町で行っている各種行政サービスについて、そのサービスの水準に差異のあるものについては、必要なサービスの水準を低下させることなく住民福祉の向上が図られることを原則に調整に努める。

(3) 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。(負担公平の原則)

地方税や手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないように十分配慮しながら、調整に努める。

(4) 新市において健全な財政運営に努める。(健全な財政運営の原則)

新市の財源確保や効率的な財政運営に努め、地方分権社会に対応できる健全な財政運営の確保に努める。

(5) 行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。(行政改革推進の原則)

現在及び今後の社会情勢変化の見通しも踏まえ、既定の計画も含めた事務事業の見直しに努め行政改革を推進する。

(6) 新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。(適正規模準拠の原則)

1市6町が合併した場合、人口や面積等が拡大し、これに見合った自治体の運営が必要となるため、類似都市の状況も考慮しつつ事務事業の調整に努める。

3 事務事業調整の基本的な手法

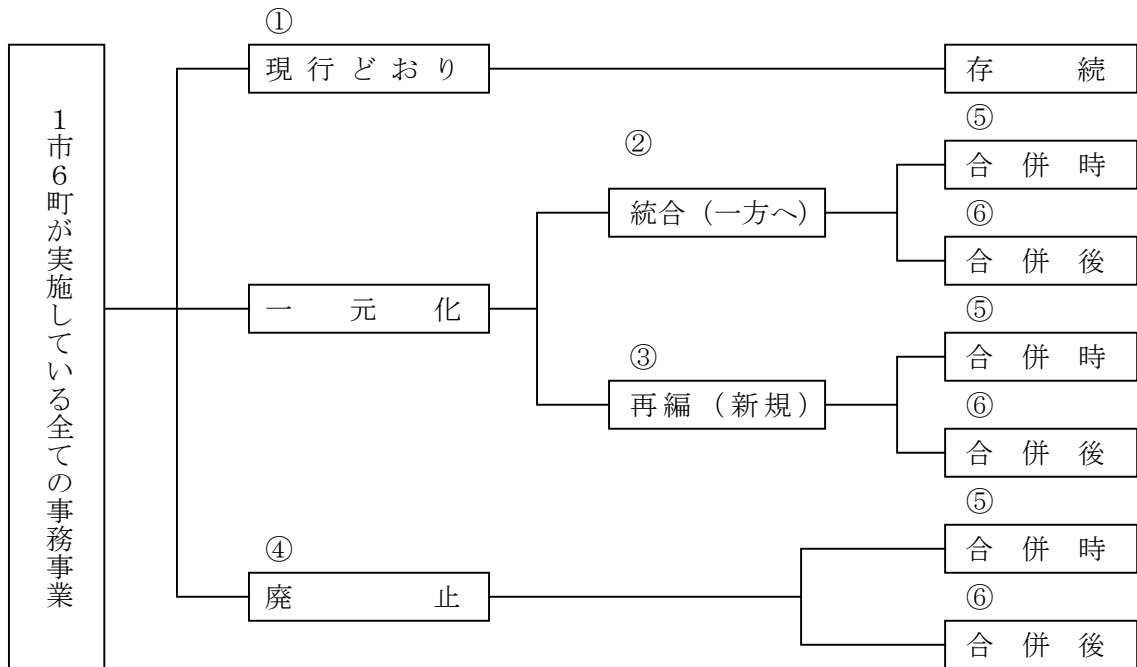
事務事業の調整については、これまでの1市6町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、新市のまちづくり計画基本方針、事務事業調整の原則に従い、新市での速やかな融合一本化の促進と新たなまちづくりに結びつけていくものである。

(1) 事務事業の調整方針の基本的分類は、おおむね次のいずれかによるものとする。(下表参照)

- ① 現行のとおりとする。
- ② 1市6町のいずれかに統合する。
- ③ 1市6町のいずれかを基本に再編する。(新規を含む。)
- ④ 廃止の方向で調整する。
- ⑤ 合併時までに調整(廃止)する。
- ⑥ 新市に移行後、速やかに調整(廃止)する。

(2) 住民生活に影響のある項目については、試算等を組み込むなど具体的に提示する。

* 事務事業の調整方針の基本的分類

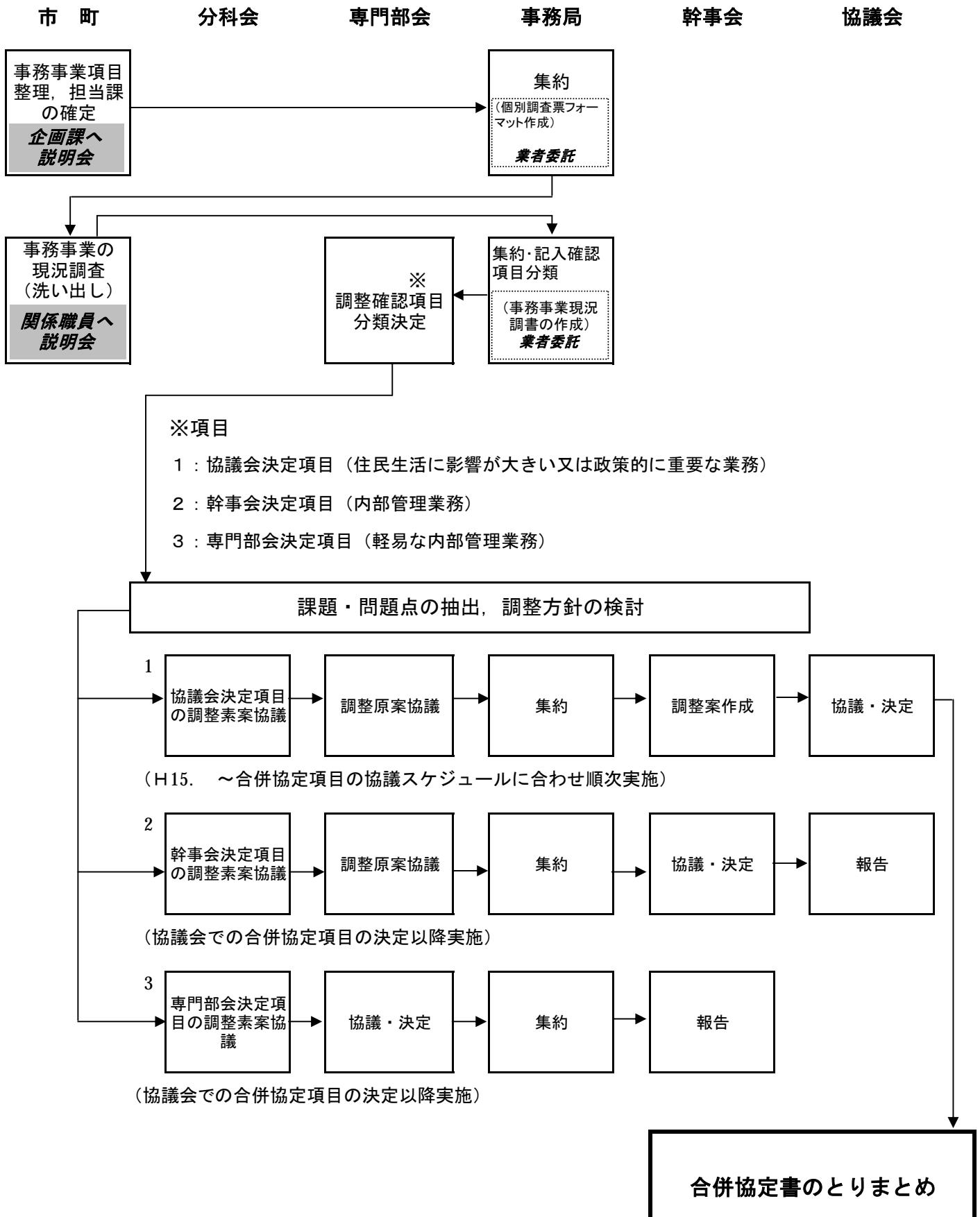


4 事務事業調整の留意事項

住民負担、行政サービスにかかる各種制度については健全財政に配慮しつつ、合併効果による、住民生活に質的向上が図られるよう、少子高齢化・情報化社会等、時代のニーズに配慮し調整し、独自の事務事業については従来からの経緯、実情を考慮した上で調整する。また、同一、類似する事務事業については住民サービスの低下を招かないよう留意しながら、合理化、効率化に努める。

(参考資料)

* 事務事業一元化フロー



新市まちづくり計画の策定方針について

市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）により、合併協議会において作成することとされている市町村建設計画について、別紙のとおり、策定方針を定めることについて、協議を求める。

なお、始良中央地区合併協議会においては、合併特例法上の「市町村建設計画」を「新市まちづくり計画」と称する。

平成15年5月22日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴丸明人

新市まちづくり計画の策定方針

1 計画の趣旨

本計画は、市町村合併の特例に関する法律に基づき、国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町（以下「1市6町」という。）の合併に際し、住民が合併の適否を判断するための材料と、合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的として策定するものであり、本計画を実現することにより、1市6町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものである。

2 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、これを実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。

3 計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後、概ね10か年の期間について定めるものとする。

4 住民の意見の反映

本計画は、設置を予定しているまちづくりフォーラムの新市将来構想の提言や住民説明会の開催を通じて、1市6町の住民の意見が十分反映されるよう配慮する。

5 計画の内容

- (1) 新市の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。
- (2) 基本方針を実現するためのまちづくり計画は、各地域の課題を把握し、その特性を生かしながら、ハード、ソフトの両面にわたり効果的な事業の展開を図っていくものとする。
- (3) 公共的施設の統合整備については、1市6町の住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとする。

- (4) 財政計画については、歳入面において地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることがないように十分留意し、特に地方債については新市まちづくり計画事業に伴う合併特例債、通常債を算定するが、過大に見積もることのないよう努める。また、歳出面においては1市6町の現状を十分把握した上で、適切な見積もりを行う。さらに、投資的経費については、1市6町の現在取り組んでいる事業のうち合併後も継続しなければならない事業や、新市まちづくり計画に伴う事業を見込むものとする。
- (5) 本計画の検討に際しては、住民の意向を十分に踏まえるとともに、合併効果の最大活用及び合併に伴う懸案事項に、十分留意して策定するものとする。
- (6) 1市6町で地方自治法の規定（第2条第4項）に基づき策定されている基本構想（総合計画・総合開発計画・総合振興計画等）は、今日までの各市町のまちづくりの方向性を示すものであるため、合併後に向けても特色ある地域づくりや事業の継続性等を考慮し、本計画は、その整合性を確保するものとする。

(参考資料)

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

(市町村建設計画の作成及び変更)

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- (1) 合併市町村の建設の基本方針
- (2) 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- (3) 公共的施設の統合整備に関する事項
- (4) 合併市町村の財政計画

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

【計画期間事例】

鹿嶋市	平成 7 年 9 月 1 日合併	5 年間
あきる野市	平成 7 年 9 月 1 日合併	5 年間
篠山市	平成 11 年 4 月 1 日合併	10 年間
新潟市	平成 13 年 1 月 1 日合併	10 年間
西東京市	平成 13 年 1 月 21 日合併	10 年間
潮来市	平成 13 年 4 月 1 日合併	10 年間
さいたま市	平成 13 年 5 月 1 日合併	5 年間

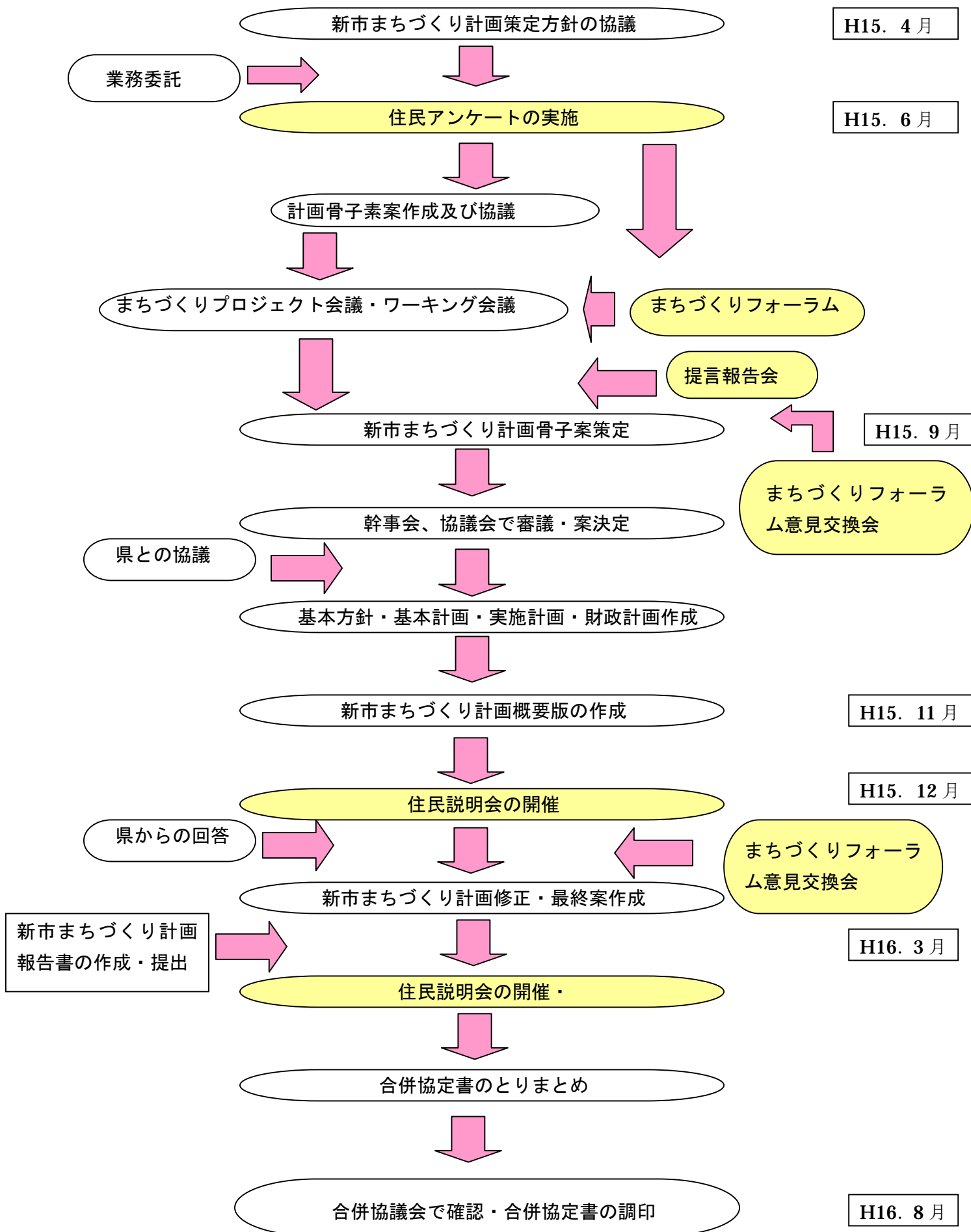
地方自治法（抜粋）

(地方公共団体の法人格とその事務)

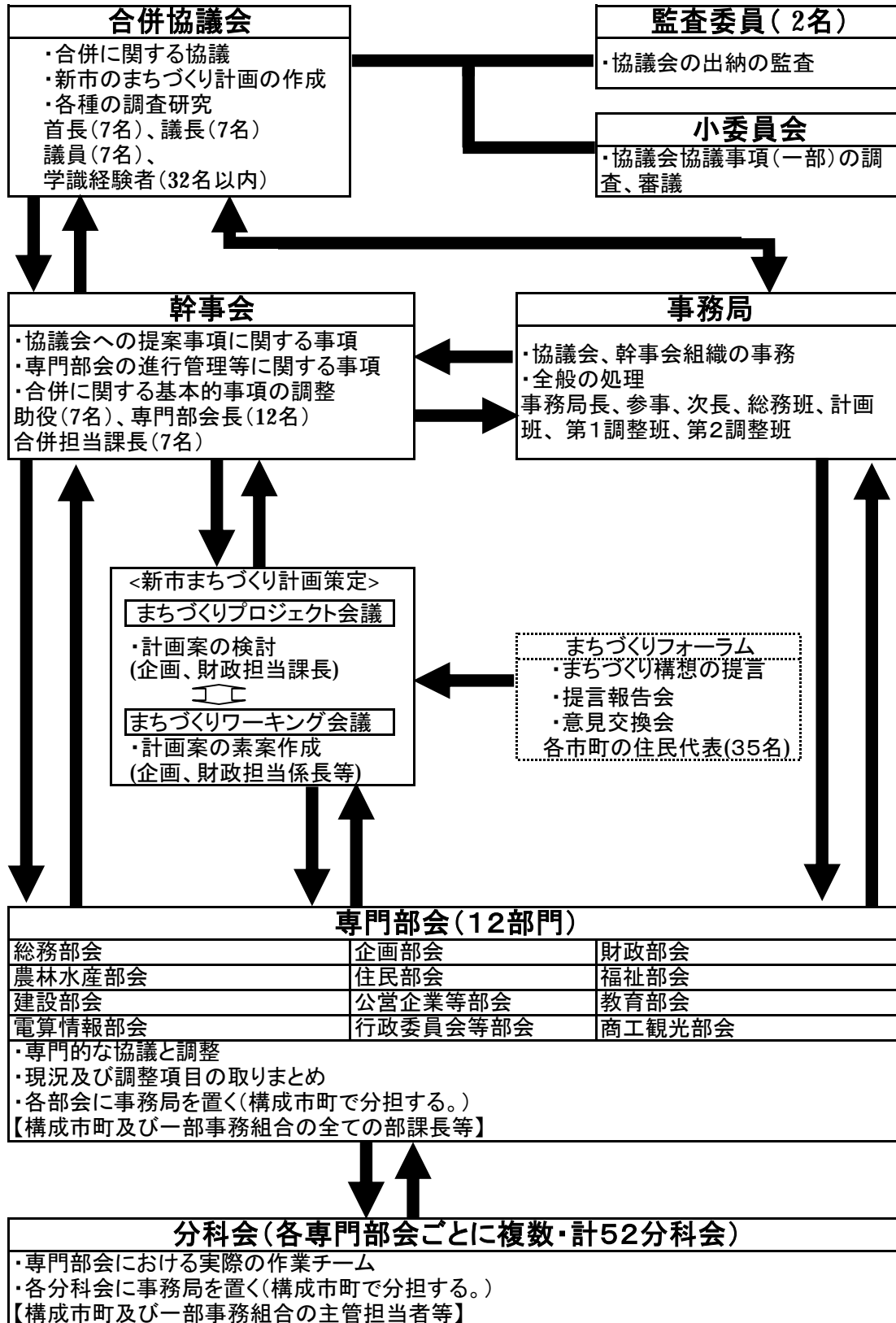
第2条 地方公共団体は、法人とする。

- (4) 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

新市まちづくり計画策定フロー(案)



合併協議会組織図



始良中央地区合併協議会委員による各市町行政視察について

1 趣 旨

1市6町にはそれぞれの歴史や文化があります。そこで各市町を訪れ、行政施設等を視察して各市町の現状を把握し、これからの合併協議の参考とすることを目的とする。

2 日 時 **1回目**：平成**15**年6月**12**日（木）午後**1時30分**～午後**5時**
2回目：平成**15**年6月**26**日（木）午後**1時00分**～午後**6時**

3 場 所 **1市6町**の行政棟

4 参加者 合併協議会委員及び事務局、各市町合併担当課長 約**60**名

5 説明者 各市町合併担当課長

6 方 法 貸切バス1台を利用して、順番に各市町を視察する。

7 行政視察日程表

1回目：平成**15**年6月**12**日（木）

国分市役所 **13：30**（出発）→**14：00**（到着）福山町役場 **14：30**（出発）

→**15：20**（到着）溝辺町役場 **15：50**（出発）→**16：20**（到着）隼人町役場

16：50（出発）→**17：00**（到着）国分市役所（解散）

2回目：平成**15**年6月**26**日（木）

国分市役所 **13：00**（集合）**14：00**（出発）→**14：30**（到着）霧島町役場

15：00（出発）→**15：30**（到着）牧園町役場 **16：00**（出発）→**16：30**（到

着）横川町役場 **17：00**（出発）→**17：40**（到着）国分市役所（解散）